

②貝類（しじみ）

チオベンカルブ（第一濃度区：10ppb、第二濃度区：1ppb）を用いた28日間の取込期間及び28日間の排泄期間を設定したしじみの濃縮性試験が実施された。チオベンカルブ及び代謝物の定性定量を実施した結果、チオベンカルブは第一濃度区で1週目、第二濃度区では2週目に平衡状態に達すると考えられた。本試験から求められるBCFは、 $BCF_{ss}=690$ （第一濃度区：7～21日）、2908（第二濃度区：14～28日）であった。

なお、①及び②のいずれの試験においても、 BCF_k ^{注5)}は算出されていない。

(3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果から、

①魚類（貝類を除く）については、水産動植物被害予測濃度：0.030ppb、BCF：93、②貝類については、水産動植物被害予測濃度：0.030ppb、BCF：2908とした。

以上のことから、

魚類（貝類を除く）の推定残留量 $=0.030\text{ppb} \times (93 \times 5) = 13.95 \text{ppb} = 0.01395 \text{ppm}$

貝類の推定残留量 $=0.030\text{ppb} \times (2908 \times 5) = 436.2 \text{ppb} = 0.4362 \text{ppm}$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠

注2) 平成18年12月19日付けで稲への適用のうち、湛水散布使用するものについて失効となっており、乾田または落水後使用のみであることから、水田PECtier2は算出していない。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

(参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

注4) BCF_{ss} ：定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF

注5) BCF_k ：被験物質の取込速度定数と排泄速度定数から求められたBCF

8. 乳牛における残留試験

乳牛に対して飼料中濃度としてチオベンカルブ 0、0.94、2.37、9.9ppm に相当する量を含むゼラチンカプセルを28日間にわたり摂食させ、牛乳、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓に含まれるチオベンカルブ、代謝物7、代謝物15及び代謝物16含量を測定した（定量限界：チオベンカルブ、代謝物7及び代謝物16：0.01ppm、代謝物15：0.02ppm）。その結果、2.37ppm投与群において代謝物7が腎臓で0.01ppm、9.9ppm投与群において代謝物7が腎臓で0.08ppm、脂肪で0.01ppm、代謝物16が肝臓で0.01ppm認められた以外はいずれも定量限界未満であった。

上記の結果に関連して、米国では、乳牛における最大理論的飼料由来負荷(MTDB^{注)})

は 0.58ppm と評価している。

注) 最大理論的飼料由来負荷 (Maximum Theoretical Dietary Burden : MTDB) : 飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露される最大量。飼料中残留濃度として表示される。

(参考 : Residue Chemistry Test Guidelines OPPTS 860.1480 Meat/Milk/Poultry/Eggs)

9. 産卵鶏における残留試験

産卵鶏に対してチオベンカルブ (0、0.2、1、5 ppm 相当) を 28 日間にわたり強制経口投与し、投与開始後 7、28、35 日における筋肉、脂肪、内臓、肝臓及び心臓に含まれるチオベンカルブ、代謝物 7 及び代謝物 15 について測定を行った (定量限界 : チオベンカルブ及び代謝物 15 : 0.03ppm、代謝物 7 : 0.05ppm)。また、鶏卵についても投与開始後 1、3、7、14、28、29、31、35 日に採卵しチオベンカルブ、代謝物 7 及び代謝物 15 について分析した。その結果、チオベンカルブ及び代謝物 7 について定量限界未満であったが、代謝物 15 については検出が認められた。詳細については下表参照。

上記の結果に関連して、米国ではMTDBを 0.58ppm と評価している。

表. 組織中の代謝物 15 の残留 (ppm)

	0.2ppm 投与群	1.0ppm 投与群	5.0ppm 投与群
筋肉	<0.03	<0.03	<0.03-0.07
脂肪	<0.03	<0.03	<0.03-0.17
肝臓	<0.03	<0.03-0.09	<0.03-0.30
心臓	<0.03	<0.03-0.05	<0.03-0.14
鶏卵	<0.03	<0.03-0.05	<0.03-0.13

注) チオベンカルブ及び代謝物 7 については、いずれも定量限界未満であった。

10. ADI の評価

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号及び同法第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 6 日付け厚生労働省発食安第 0806002 号により食品安全委員会あて意見を求めたチオベンカルブに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量 : 0.9 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった。)

(動物種) ラット

(投与方法) 混餌投与

(試験の種類) 慢性毒性/発がん性併合試験

(期間) 2 年間

安全係数 : 100

ADI : 0.009 mg/kg 体重/day

1 1. 諸外国における状況

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、畜産物等に、オーストラリアにおいて米に基準値が設定されている。

1 2. 基準値案

(1) 残留の規制対象

チオベンカルブ本体のみ

作物残留試験において、チオベンカルブ、代謝物 7、代謝物 15、代謝物 16、代謝物 33 の分析が行われているが、いずれの代謝物についても、定量限界未満もしくはチオベンカルブと比較して十分に低いことから、農産物の規制対象として代謝物を含めないこととした。

また、畜産物の移行性試験において、チオベンカルブ、代謝物 7、代謝物 15 及び代謝物 16 について分析がなされており、一部の臓器において代謝物の検出が認められているが、MTDB では、定量限界未満または定量下限と同程度と判断されることから、畜産物の規制対象に代謝物を含めないこととした。

さらに、魚介類については推定残留量を算出する際に得られた実測 BCF および水産 PEC がチオベンカルブのみを対象としていることから、魚介類の規制対象をチオベンカルブのみとすることとした。

なお、食品安全委員会によって作成された食品健康影響評価においては、暴露評価対象物質としてチオベンカルブを設定している。

(2) 基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のチオベンカルブが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1 日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））の ADI に対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙 3 参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下におこなった。

	TMD I / ADI (%) ^{注)}
国民平均	20.7
幼小児 (1~6 歳)	36.4
妊婦	18.0
高齢者 (65 歳以上)	20.1

注) TMD I 試算は、基準値案×摂取量の総和として計算している。高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

- (4) 本剤については、平成 17 年 11 月 29 日付け厚生労働省告示第 499 号により、食品一般の成分規格 7 に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

チオベンカルブ国内作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稻 (玄米)	2	10%粒剤 +7%粒剤	6kg/10a散布 +4kg/10a散布	1+1回	117日 94日	圃場A:<0.01 (2回、117日) (#) 圃場B:<0.01 (2回、94日) (#)
水稻 (稲わら)	2	10%粒剤 +7%粒剤	6kg/10a散布 +4kg/10a散布	1+1回	117日 94日	圃場A:<0.1 (2回、117日) (#) 圃場B:<0.1 (2回、94日) (#)
水稻 (玄米)	2	50%乳剤 +10%粒剤	1500mL/10a散布 +4kg/10a散布	1+1回	96日 79日	圃場A:<0.01 (2回、96日) (#) 圃場B:<0.01 (2回、79日) (#)
水稻 (稲わら)	2	50%乳剤 +10%粒剤	1500mL/10a散布 +4kg/10a散布	1+1回	96日 79日	圃場A:<0.1 (2回、96日) (#) 圃場B:<0.1 (2回、79日) (#)
水稻 (玄米)	2	50%乳剤 +7%粒剤	1000-1200mL/10a散布 +4kg/10a散布	2+1回	105日 110日	圃場A:<0.008 (3回、105日) (#) 圃場B:<0.008 (3回、110日) (#)
水稻 (稲わら)	2	50%乳剤 +7%粒剤	1000-1200mL/10a散布 +4kg/10a散布	2+1回	105日 110日	圃場A:<0.05 (3回、105日) (#) 圃場B:<0.05 (3回、110日) (#)
水稻 (玄米)	2	10%粒剤	4kg/10a散布	2回	91日 138日	圃場A:<0.005 (2回、91日) (#) 圃場B:<0.005 (2回、138日) (#)
水稻 (稲わら)	2	10%粒剤	4kg/10a散布	2回	91日 138日	圃場A:0.02 (2回、91日) (#) 圃場B:0.02 (2回、138日) (#)
水稻 (玄米)	3	10%粒剤	4kg/10a散布	1回	107日 86日 93日	圃場A:<0.01 (1回、107日) (#) 圃場B:<0.01 (1回、86日) (#) 圃場C:<0.01 (1回、93日) (#)
水稻 (稲わら)	3	10%粒剤	4kg/10a散布	1回	107日 86日 93日	圃場A:<0.02 (1回、107日) (#) 圃場B:<0.02 (1回、86日) (#) 圃場C:<0.02 (1回、93日) (#)
小麦 (種子)	2	50%乳剤	1250mL/10a散布	1回	245日 212日	圃場A:<0.005 (1回、245日) (#) 圃場B:0.006 (1回、212日) (#)
大麦 (種子)	2	8%粒剤	5kg/10a散布	1回	209日 243日	圃場A:<0.01 (1回、209日) 圃場B:<0.01 (1回、243日)
はとむぎ (種子)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	159日 110日	圃場A:<0.008 (1回、159日) (#) 圃場B:<0.008 (1回、110日) (#)
とうもろこし (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	109日 129日	圃場A:<0.005 (1回、109日) 圃場B:<0.005 (1回、129日)
とうもろこし (未成熟子実)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	101日 91日	圃場A:<0.005 (1回、101日) 圃場B:<0.005 (1回、91日)
とうもろこし (青刈り茎葉)	2	50%乳剤	800mL/10a散布	1回	131日 115日	圃場A:<0.01 (1回、131日) 圃場B:<0.01 (1回、115日)
だいず (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	97日 123日	圃場A:<0.005 (1回、97日) 圃場B:<0.005 (1回、123日)
だいず (えだまめ)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	68日 84日	圃場A:<0.005 (1回、68日) (#) 圃場B:0.008 (1回、84日) (#)
いんげんまめ (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	101日 109日	圃場A:<0.02 (1回、101日) 圃場B:<0.02 (1回、109日)
らっかせい (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	150日 125日	圃場A:<0.01 (1回、150日) (#) 圃場B:<0.01 (1回、125日) (#)
ばれいしょ (塊茎)	2	50%乳剤	800mL/10a散布	1回	119日 120日	圃場A:<0.005 (1回、119日) 圃場B:<0.005 (1回、120日)
さといも (塊茎)	2	8%粉粒剤	6kg/10a散布	1回	186日 199日	圃場A:<0.01 (1回、186日) (#) 圃場B:<0.01 (1回、189日) (#)
レタス (茎葉)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	63日 80日	圃場A:<0.02 (1回、63日) 圃場B:<0.02 (1回、80日)
リーフレタス (茎葉)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	45日 43日	圃場A:<0.01 (1回、45日) 圃場B:<0.01 (1回、43日)

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
たまねぎ (鱗茎)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	127日	圃場A:<0.005 (1回、127日)
					225日	圃場B:<0.005 (1回、225日)
ねぎ (茎葉)	2	8%粒剤	6kg/10a散布	1回	52日	圃場A:<0.005 (1回、52日) (#)
					161日	圃場B:<0.005 (1回、161日) (#)
にんじん (根部)	2	50%乳剤	1000mL/10a散布	1回	116日	圃場A:<0.005 (1回、116日)
					121日	圃場B:<0.005 (1回、121日)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付している。

なお、食品安全委員会農薬専門調査会の農薬評価書「チオベンカルブ」に記載されている作物残留試験成績は、各試験条件における残留農薬の最高値及び各試験場、検査機関における最高値の平均値を示したものであり、上記の最大残留量の定義と異なっている。

チオベンカルブ海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
稲 (籾米)	17	乳剤	4lbs ai/A 空中散布	1回	126日	圃場A:<0.03 (1回、126日)
					105日	圃場B:<0.03 (1回、105日)
					112日	圃場C:<0.03 (1回、112日)
					133日	圃場D:<0.03 (1回、133日)
					119日	圃場E:<0.03 (1回、119日)
					115日	圃場F:<0.03 (1回、115日)
					123日	圃場G:<0.03 (1回、123日)
					114日	圃場H:<0.03 (1回、114日)
					125日	圃場I:<0.03 (1回、125日)
					137日	圃場J:<0.03 (1回、137日)
					135日	圃場K:0.12 (1回、135日)
					154日	圃場L:<0.03 (1回、154日)
					129日	圃場M:<0.03 (1回、129日)
					144日	圃場O:<0.03 (1回、144日)
					105日	圃場P:<0.03 (1回、105日)
117日	圃場Q:<0.03 (1回、117日)					
稲 (籾米)	2	乳剤	4lbs ai/A 散布	1回	139日	圃場A:<0.03 (1回、139日)
					112日	圃場B:<0.03 (1回、112日)
稲 (籾米)	4	乳剤	8lbs ai/A 散布	1回	139日	圃場A:<0.03 (1回、139日) (#)
					112日	圃場B:<0.03 (1回、112日) (#)
					162日	圃場C:<0.03 (1回、162日) (#)
					139日	圃場D:<0.03 (1回、139日) (#)
稲 (籾米)	8	10%粒剤	4lbs ai/A 散布	1回	124日	圃場A:<0.03 (1回、124日)
					139日	圃場B:<0.03 (1回、139日)
					106日	圃場C:<0.03 (1回、106日)
					114日	圃場D:<0.03 (1回、114日)
					143日	圃場E:<0.03 (1回、143日)
					112日	圃場F:0.06 (1回、112日)
					105日	圃場G:0.04 (1回、105日)
					112日	圃場H:0.08 (1回、112日)
稲 (籾米)	3	10%粒剤	8lbs ai/A 散布	1回	112日	圃場A:<0.04 (1回、112日) (#)
					162日	圃場B:0.05 (1回、162日) (#)
					139日	圃場C:<0.03 (1回、139日) (#)
稲 (籾わら)	19	乳剤	4lbs ai/A 散布	1回	119日	圃場A:0.07 (1回、119日)
					115日	圃場B:0.09 (1回、115日)
					123日	圃場C:<0.03 (1回、123日)
					114日	圃場D:0.22 (1回、113日)
					125日	圃場E:0.05 (1回、125日)
					137日	圃場F:0.07 (1回、137日)
					135日	圃場G:0.50 (1回、135日)
					135日	圃場H:0.06 (1回、135日)
					154日	圃場I:0.10 (1回、154日)
					129日	圃場J:<0.03 (1回、129日)
					144日	圃場K:0.12 (1回、144日)
					105日	圃場L:0.03 (1回、105日)
					117日	圃場M:<0.03 (1回、117日)
					124日	圃場N:<0.03 (1回、124日)
					139日	圃場O:<0.03 (1回、139日)
					106日	圃場P:<0.03 (1回、106日)
					114日	圃場Q:<0.03 (1回、114日)
					143日	圃場R:<0.03 (1回、143日)
					149日	圃場S:<0.03 (1回、149日)

農作物	試験圃 場数	試験条件				最大残留量 (ppm)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
セロリ (茎葉) 長さを揃えたもの	10	乳剤	8lbs ai/A 散布	1回	70日	圃場A:0.03 (1回、70日)
					84日	圃場B:<0.01 (1回、84日)
					97日	圃場C:0.02 (1回、97日)
					81日	圃場D:0.01 (1回、81日)
					77日	圃場E:<0.01 (1回、77日)
					84日	圃場F:0.02 (1回、84日)
					57日	圃場G:0.06 (1回、57日)
					68日	圃場H:0.06 (1回、68日)
					65日	圃場I:0.06 (1回、65日)
					69日	圃場J:0.03 (1回、69日)
セロリ (茎葉) 長さを揃えていない もの	6	乳剤	8lbs ai/A 散布	1回	77日	圃場A:0.01 (1回、77日)
					84日	圃場B:0.03 (1回、84日)
					57日	圃場C:0.11 (1回、57日)
					68日	圃場D:0.06 (1回、68日)
					65日	圃場E:0.15 (1回、65日)
					69日	圃場F:0.04 (1回、69日)
レタス (頭部)	3	乳剤	6lbs ai/A 散布	1回	70日	圃場A:<0.01 (1回、70日)
					68日	圃場B:<0.01 (1回、68日)
					65, 72, 171日	圃場C:<0.01 (1回、65日)
リーフレタス (茎葉)	9	乳剤	6lbs ai/A 散布	1回	70日	圃場A:0.01 (1回、70日)
						圃場B:<0.01 (1回、70日)
					71日	圃場C:0.01 (1回、71日)
					70日	圃場D:0.01 (1回、70日)
					77日	圃場E:<0.01 (1回、77日)
						圃場F:<0.01 (1回、77日)
						圃場G:<0.01 (1回、77日)
99日	圃場H:<0.01 (1回、99日)					
44日	圃場I:0.06 (1回、44日) (#)					
エンダイブ (茎葉)	4	乳剤	6lbs ai/A 散布	1回	91日	圃場A:<0.01 (1回、91日)
					56日	圃場B:<0.01 (1回、91日)
					圃場C:0.01 (1回、56日) (#)	
					圃場D:0.01 (1回、56日) (#)	

(#) これらの作物残留試験は、作物残留試験が実施された国の使用方法の範囲内で試験が行われていない。

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.2	0.2	○		0.2; アメリカ	<0.01(#), <0.01(#), <0.01(#), <0.01(#), <0.008(#), <0.008(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.01(#), <0.01(#) 【<0.03-0.12(n=34)】
小麦	0.05	0.1	○			<0.005(#), 0.006
大麦	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01
ライ麦	0.05	0.1	○			
とうもろこし	0.03	0.1	○			<0.005, <0.005(乾燥 子実), <0.005, <0.005 (未成熟子実)
そば		0.1				
その他の穀類	0.05	0.1	○			<0.008(#)(はとむぎ)
大豆	0.02	0.2	○			<0.005, <0.005
小豆類	0.1	0.2	○			<0.02, <0.02
えんどう		0.2				
そらまめ		0.2				
らっつかせい	0.05	0.2	○			<0.01(#), <0.01(#)
その他の豆類		0.2				
ばれいしょ	0.02	0.05	○			<0.005, <0.005
さといも類	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
かんしょ		0.05				
やまいも		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チンゲンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ	0.05	0.2			0.2; アメリカ	【<0.01-0.01(#)(n=4)】
しゅんぎく		0.2				<0.02, <0.02(レタス)、 <0.01, <0.01(リーフレ タス) 【<0.01(n=3)(レタス)、 <0.01-0.06(n=9)(リーフ レタス)】
レタス	0.2	0.2	○		0.2; アメリカ	
その他のさく科野菜		0.2				
たまねぎ	0.02	0.2	○			<0.005, <0.005
ねぎ	0.02	0.2	○			<0.005(#), <0.005(#)
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん	0.02	0.2	○			<0.005, <0.005
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ	0.2	0.2			0.2; アメリカ	【<0.01-0.15(n=16)】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり		0.2				
かぼちや		0.2				
しろうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ	0.03	0.2	○			<0.005(#), 0.008
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				
牛の筋肉	0.01	0.2			0.2	アメリカ
豚の筋肉	0.01	0.2			0.2	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.2			0.2	アメリカ
牛の脂肪	0.01	0.2			0.2	アメリカ
豚の脂肪	0.01	0.2			0.2	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.2			0.2	アメリカ
牛の肝臓	0.01	0.2			0.2	アメリカ
豚の肝臓	0.01	0.2			0.2	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.2			0.2	アメリカ
牛の腎臓	0.01	0.2			0.2	アメリカ
豚の腎臓	0.01	0.2			0.2	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.2			0.2	アメリカ
牛の食用部分	0.01	0.2			0.2	アメリカ
豚の食用部分	0.01	0.2			0.2	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.01	0.2			0.2	アメリカ
乳	0.01	0.05			0.05	アメリカ
鶏の筋肉	0.03	0.2			0.2	アメリカ
その他の家きんの筋肉	0.03	0.2			0.2	アメリカ
鶏の脂肪	0.03	0.2			0.2	アメリカ
その他の家きんの脂肪	0.03	0.2			0.2	アメリカ
鶏の肝臓	0.03	0.2			0.2	アメリカ
その他の家きんの肝臓	0.03	0.2			0.2	アメリカ
鶏の腎臓	0.03	0.2			0.2	アメリカ
その他の家きんの腎臓	0.03	0.2			0.2	アメリカ
鶏の食用部分	0.03	0.2			0.2	アメリカ
その他の家きんの食用部分	0.03	0.2			0.2	アメリカ
鶏の卵	0.03	0.2			0.2	アメリカ
その他の家きんの卵	0.03	0.2			0.2	アメリカ
魚介類(貝類に限る。)	0.5					
魚介類(貝類を除く。)	0.02					

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

【 】で示した結果等については、海外で実施された作物残留試験成績を示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(別紙3)

チオベンカルブ推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
米	0.2	37.0	19.5	27.9	37.8
小麦	0.05	5.8	4.1	6.2	4.2
大麦	0.05	0.3	0.0	0.0	0.2
ライ麦	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
とうもろこし	0.03	0.1	0.1	0.1	0.0
その他の穀類	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
大豆	0.02	1.1	0.7	0.9	1.2
小豆類	0.1	0.1	0.1	0.0	0.3
らつかせい	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
ばれいしょ	0.02	0.7	0.4	0.8	0.5
さといも類	0.05	0.6	0.3	0.4	0.9
エンダイブ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
レタス	0.2	1.2	0.5	1.3	0.8
たまねぎ	0.02	0.6	0.4	0.7	0.5
ねぎ	0.02	0.2	0.1	0.2	0.3
にんじん	0.02	0.5	0.3	0.5	0.4
セロリ	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
えだまめ	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0
陸棲哺乳類の肉類	0.01	0.6	0.3	0.6	0.6
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	2.0	1.8	1.4
家禽の肉類	0.03	0.6	0.6	0.5	0.6
家禽の卵類	0.03	1.2	0.9	1.2	1.2
魚介類	0.5	47.1	21.4	47.1	47.1
計		99.3	51.7	90.2	98.0
ADI比 (%)		20.7	36.4	18.0	20.1

高齢者及び妊婦については畜水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。
TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

昭和45年	6月27日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留基準の告示
平成19年	7月27日	農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼(魚介類)
平成19年	8月6日	厚生労働大臣から食品安全委員会長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成19年	8月9日	食品安全委員会(要請事項説明)
平成19年	9月12日	第7回農薬専門調査会確認評価第三部会
平成19年	10月19日	第29回農薬専門調査会幹事会
平成19年	11月1日	食品安全委員会における食品健康影響評価(案)の公表
平成19年	12月6日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成19年	12月13日	食品安全委員会(報告)
平成19年	12月13日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成20年	3月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

●薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

青木 宙	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
井上 松久	北里大学副学長
○大野 泰雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
加藤 保博	財団法人残留農薬研究所理事
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐々木 久美子	国立医薬品食品衛生研究所客員研究員
志賀 正和	元独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター虫害防除部長
豊田 正武	実践女子大学生活科学部生活基礎化学研究室教授
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部 本部長
山添 康	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野教授
吉池 信男	独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画評価主幹
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○: 部会長)

答申（案）

チオベンカルブ

食品名	残留基準値	
	DDM	
小麦	0.05	(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.03	
その他の穀類(注1)	0.05	
大豆	0.02	(注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
小豆類	0.1	
らつかせい	0.05	
ばれいしよ	0.02	(注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
エンダイブ	0.05	
たまねぎ	0.02	
ねぎ	0.02	
にんじん	0.02	
えだまめ	0.3	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注2)の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.03	
その他の家きん(注3)の筋肉	0.03	
鶏の脂肪	0.03	
その他の家きんの脂肪	0.03	
鶏の肝臓	0.03	
その他の家きんの肝臓	0.03	
鶏の腎臓	0.03	
その他の家きんの腎臓	0.03	
鶏の食用部分	0.03	
その他の家きんの食用部分	0.03	
鶏の卵	0.03	
その他の家きんの卵	0.03	
魚介類(貝類に限る。)	0.5	
魚介類(貝類を除く。)	0.02	

